

箕面市訓令第四十二号

庁中一般

箕面市ブロック塀等倒壊予防工事費補助金交付要綱を次のように定める。

平成三十年八月二十一日

改訂 令和五年五月十日訓令第三十五号

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市ブロック塀等倒壊予防工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 地震等によるブロック塀等の倒壊の被害を未然に防止するため、ブロック塀等の撤去等に対する箕面市ブロック塀等倒壊予防工事費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、箕面市補助金交付規則(昭和四十六年箕面市規則第二号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ブロック塀等 コンクリートブロック、れんが、石材又は土を用いた塀その他これらに類する塀をいう。
- 二 道路等 国又は地方公共団体が管理する道路その他市長がブロック塀等の撤去が必要と認める道路をいう。
- 三 軽量フェンス等 スチール、アルミ等の軽量な材料で構成されたものであって塀と同等の機能を有すると認められるもの又は鉄筋コンクリート造の塀をいう。

(補助事業)

第三条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助事業」という。)は、

次のとおりとする。

- 一 補助対象ブロック塀等の撤去に係る工事
- 二 前号の工事の完了後引き続き行う軽量フェンス等の設置に係る工事
- 2 前項第一号の「補助対象ブロック塀等」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 本市の区域内に設置されているブロック塀等（国、地方公共団体その他公的機関が所有するものを除く。）であつて、道路等に面しているものであること。
- 二 道路等の路面からのブロック塀等の高さが六十センチメートル以上であること。
- 三 ブロック塀等の高さが当該ブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いものであること。

- 3 第一項第二号の「軽量フェンス等の設置に係る工事」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けている者が施工すること。
- 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条に規定する道路内に軽量フェンス等を設置しないこと。
- 三 軽量フェンス等が安全な基礎に緊結していること。
- 四 前項に規定する補助対象ブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）を撤去した範囲内で軽量フェンス等を設置すること。

（補助対象者）

第四条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う者であつて次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 補助対象ブロック塀等を所有する者

- 二 市税の納付に滞りのない者
- 三 同一敷地内のブロック塀等の撤去等について過去に補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第五条 補助金の額は、予算の範囲内において、第三条第一項各号に掲げる工事（以下「倒壊予防工事」という。）に要した費用の合計額とし、一の敷地につき二十万円を上限とする。

(交付の申請)

第六条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第四条第一項に規定する箕面市補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- 一 倒壊予防工事の費用の詳細がわかる見積書
- 二 補助対象ブロック塀等の状況を確認できる写真
- 三 倒壊予防工事の内容がわかる図書
- 四 軽量フェンス等を設置する場合にあつては、新設する軽量フェンス等の概略がわかるカタログ等
- 五 付近見取図
- 六 ブロック塀等点検表（様式第一号）
- 七 不動産の登記事項証明書、固定資産税・都市計画税納税通知書の写し又は第四条第一号に該当することが確認できる書類
- 八 市税情報の閲覧に関する同意書
- 九 その他市長が必要と認める図書

(補助事業の変更及び廃止)

第七条 補助事業者（第四条に規定する補助事業を行う者をいう。以下同じ。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ箕面

市ブロック塀等倒壊予防工事費補助事業内容変更承認申請書（様式第二号）に必要な書類を添えて市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、内容を審査し、承認するときは規則第七条第一項に規定する箕面市補助金交付決定通知書（交付決定額に変更がない場合にあつては、承認する変更内容を記載した書面）により通知し、承認しないときはその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助事業の内容の変更を承認するときは、必要に応じて補助金の額及び補助金の交付決定に付した条件を変更することができる。

4 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ箕面市ブロック塀等倒壊予防工事費補助事業廃止届（様式第三号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による届出の提出があつたときは、補助金の交付の決定を取り消し、箕面市ブロック塀等倒壊予防工事費補助金交付決定取消通知書（様式第四号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告の手續）

第八条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して三十日を経過した日又は補助金の交付決定に係る市の会計年度の三月十五日のいずれか早い日までに、規則第十二条に規定する箕面市補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

一 倒壊予防工事に係る材料の出荷伝票の写し

二 補助対象ブロック塀等の撤去状況（軽量フェンス等を設置した場合にあつては、当該軽量フェンス等の設置工事の施工中及び完了後の状

況)を確認できる写真

三 補助事業者が倒壊予防工事の施工業者に当該工事の代金を支払ったことを確認できる書類の写し

四 その他市長が必要と認める図書

(委任)

第九条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行し、平成三十年六月十八日以後に倒壊予防工事に着手したブロック塀等の撤去等について適用する。

附 則 (令和五年訓令第三十五号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

ブロック塀等点検表

1. コンクリートブロック塀の場合

点検項目		点検内容	点検結果	
			適合	不適合
①	高さ	2.2m以下		
②	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上		
		高さ2m以下の塀で10cm以上		
③	鉄筋	壁内に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で入っており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている		
④	控壁（高さ1.2mを超えるとき）	塀の長さ3.4m以下ごとに、直径9mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある		
⑤	基礎（高さ1.2mを超えるとき）	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある		
⑥	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1mm以上のひび割れがない		
⑦	ぐらつき	人の力でぐらつかない		
⑧	その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上でない		

2. 組積造の場合（鉄筋が入っていないコンクリートブロック塀を含む。）

点検項目		点検内容	点検結果	
			適合	不適合
①	高さ	1.2m以下		
②	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある		
③	鉄筋	—	—	—
④	控壁	塀の長さ4m以下ごとに壁面からその部分の②の1.5倍以上突出している、又は②が必要寸法の1.5倍以上ある		
⑤	基礎	根入れ深さが20cm以上ある		
⑥	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1mm以上のひび割れがない		
⑦	ぐらつき	人の力でぐらつかない		
⑧	その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上でない		

箕面市ブロック塀等倒壊予防工事費補助事業内容変更承認申請書

（宛先） 箕面市長

住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け箕面市指令 第 号で交付決定のあった補助事業について、下記のとおり、補助事業の内容を変更したいので、箕面市ブロック塀等倒壊予防工事費補助金交付要綱第7条の規定により承認を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1	補助事業の名称	箕面市ブロック塀等倒壊予防工事費補助事業		
2	補助事業の内容	倒壊予防工事費の補助		
3	塀の所在地	箕面市		
4	変更の内容			
5	変更の理由			
6	交付申請額	変更前	円	
		変更後	円	
		増減額	円	
7	補助事業の経費の配分	(1) 全体事業費	変更前	円
			変更後	円
			増減額	円
		(2) 補助対象事業費	変更前	円
			変更後	円
			増減額	円
8	添付書類	<input type="checkbox"/> 変更後の倒壊予防工事見積明細書 <input type="checkbox"/> 変更内容を示す図面等 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

箕面市ブロック塀等倒壊予防工事費補助事業廃止届

(宛先) 箕面市長

住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け箕面市指令 第 号で交付決定のあった下記の補助事業を廃止します。この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 補助事業の名称 箕面市ブロック塀等倒壊予防工事費補助事業

- 2 工事の名称 倒壊予防工事

- 3 塀の所在地 箕面市

- 4 廃止理由 _____

- 5 既交付決定の内容 通知年月日 年 月 日
通知番号 箕面市指令 第 _____ 号
交付決定額 _____ 円

様式第4号（第7条関係）

箕面市指令 第 号
年 月 日

箕面市ブロック塀等倒壊予防工事費補助金交付決定取消通知書

申請者 住 所
氏 名 様
(法人にあつては所在地、団体名及び代表者名)

箕面市長 氏 名 印

年 月 日付けで届出のあつた箕面市ブロック塀等倒壊予防工事費補助事業の廃止は、下記のとおり承認し、補助金の交付決定を取り消しましたので、箕面市ブロック塀等倒壊予防工事費補助金交付要綱第7条第5項の規定により通知します。

記

廃止を承認した補助事業	箕面市ブロック塀等倒壊予防工事費補助事業
取り消した交付決定の通知年月日	年 月 日
取り消した交付決定の通知番号	箕面市指令 第 号
取り消した交付決定の額	円